

肉用牛改良情報活用協議会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 (畜産・酪農生産力強化対策事業のうち繁殖性等向上対策) 実施要領

平成 28 年 4 月 21 日付け 28 生畜第 76 号承認

最終改正 平成 31 年 4 月 26 日付け 31 年度発中畜第 349 号承認

肉用牛改良情報活用協議会（以下「肉用牛協議会」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1574 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）ならびに畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業等実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知。以下「農水省要領」という。）及び畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1572 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、公益社団法人中央畜産会の基金管理業務方法書ならびに事業実施手続き等に関する規程に基づき、肉用牛の振興のために繁殖性等向上対策のための事業を実施することとし、その実施に当たってはこれら要綱等で定めるもののほか、この繁殖性等向上対策実施要領（以下「協議会要領」という。）に定めるところによる。

第 1 定義

本事業における用語の定義については、次のとおりとする。

1 畜産クラスター協議会

地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性向上を図るため、畜産を営む者、地方公共団体（都道府県、市町村）、農業協同組合、農業協同組合連合会、外部支援組織（コントラクター、TMR センター、キャトルステーション等）、畜産関連事業者（乳業者、食肉加工業者等）その他の関係者が参画し設立する協議会であって、協議会要領で定める要件を満たすものをいう。

2 畜産クラスター計画

畜産クラスター協議会が定める地域一体となって畜産の収益性の向上を図るための計画であって、都道府県知事（複数の都道府県に係る地域における計画にあつては、それぞれの都道府県知事）により農林水産省生産局長が別に定める基準を全て満たすものとして認定されたもの（既に認定を受けた畜産クラスター計画を改正し、当該改正に係る都道府県知事

の認定を受けたものを含む。)をいう。

3 取組主体

畜産クラスター協議会の構成員である県域団体等であって、肉用牛協議会が行う公募において選定された組織をいう。

4 技術実証主体

肉用牛の繁殖性向上に資する新たな技術を実証する共同の目的に沿った活動を行う法人格を有さない組織であって、肉用牛協議会が行う公募において選定された組織をいう。

5 基金管理団体

公益社団法人中央畜産会をいう。

第2 畜産クラスター協議会の要件

- 1 運営を行うための事務局を設置しており、かつ、組織及び運営についての規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 2 畜産を営む者の他、2者以上の異なる役割を担う者が参画していること。

第3 畜産クラスター計画の基準

本事業を実施する畜産クラスター協議会が作成する畜産クラスター計画の基準は、次のとおりとする。

- 1 次の全ての項目が記載されていること
 - (1) 畜産クラスター協議会の名称及び構成員と役割
 - (2) 畜産クラスター計画の目的
 - (3) 畜産クラスター協議会の取組内容
 - (4) 畜産クラスター協議会の行動計画
 - (5) 畜産クラスター計画の取組により期待される効果
- 2 生産コストの削減、高付加価値化、新規需要の創出等を通じて地域の畜産の収益性の向上に資する計画と認められること。
- 3 畜産農家以外の者との連携強化に資する計画と認められること。
- 4 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第1項の規定に基づく都道府県計画等と整合が図られていること。
- 5 畜産クラスター計画に定められた取組等が、次の全てに該当すること。
 - (1) 取組による収益性向上の効果が可能な限り定量的に示され、その効果の実現が見込まれること。
 - (2) 協議会の構成員の連携・協力による取組であり、効果の発現のために果たすべき構成員の役割が定められていること。

- (3) 取組の効果が地域内に広く波及すると見込まれること。
- (4) 本事業を含む国庫補助事業の実施の有無に関わらず、収益性向上の取組が行われること。
- (5) 取組主体による取組は、畜産クラスター計画の目的の実現のために必要なものであり、取組主体以外の者との連携が継続的に行われるものであること。

第4 取組主体の要件

本事業における取組主体は、畜産クラスター協議会の構成員若しくは畜産クラスター協議会の構成員から成る1のいずれかの団体であって、2から5を満たすものとし、かつ肉用牛協議会が行う公募において選定された組織であることとします。

1 取組主体の対象者

- (1) 協同組合（農業協同組合を除く。）
 - (2) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）
 - (3) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（定款において畜産の振興を主たる事業として位置づけているものに限る。）
 - (4) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）
 - (5) 3戸以上の農業を営む個人が構成員となっている任意団体であって、次のア及びイの要件を満たすもの
 - ア 組織及び運営について規約を定めていること。
 - イ 事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有していること。
- 2 畜産クラスター計画の達成に向け、本事業により受益する構成員の取組を取りまとめ、収益力の向上に取り組むこと。
- 3 地域へ貢献する意思を有し、地域や他の畜産関係者との連携を図り又は図る見込みであること。
- 4 将来にわたり、畜産クラスター協議会のうち畜産クラスター計画に基づき第3の取組を行う肉用牛経営を営む構成員（以下「構成員」という。）に対し、技術指導等を継続して行うこと。
- 5 畜産クラスター計画の目的の実現のために行う取組が、取組主体以外の者との継続的な連携により行われるものとして位置づけられていること。

第5 技術実証主体の要件

本事業における技術実証主体は肉用牛の繁殖性向上に資する新たな技術を実証する共同の目的に沿った活動を行う法人格を有さない組織であって、次の要件を満たし、肉用牛協議会が行う公募により選定された組織と

する。

- 1 2つ以上の企業、大学、独立行政法人、農業者の組織する団体等でコンソーシアムを構成していること。
- 2 技術実証を的確に遂行するに足る組織、人員、能力等を有していること。
- 3 技術実証を円滑に遂行するための財政基盤を有していること。
- 4 技術実証終了後に、技術実証の成果として得られた技術やノウハウを広く普及するに足る能力等を有していること。

第6 事業の内容

肉用牛協議会は次に掲げる事業を行うものとする。

1 新技術を活用した肉用牛の繁殖性の向上

(1) 牛群管理情報を利活用するための体制整備

事業実施計画に基づき肉用牛協議会が行う、牛群管理情報の利活用を推進するための検討会や情報交換会、新技術を活用した牛群管理の実態調査及び牛群管理情報の収集・分析体制の整備の取組

(2) 繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証

ア 繁殖性情報の測定・分析技術実証推進

事業実施計画に基づき肉用牛協議会が行う、繁殖性向上に資する情報の測定・分析に関する技術実証方針の策定や技術実証の評価、技術実証の現地調査の取組

イ 新たな測定・分析技術の実証

技術実証計画に基づき技術実証主体が行う、繁殖成績の向上や繁殖管理の効率化に資するために必要となる、発育・栄養度、発情周期等の指標を測定・分析する新たな技術の実証の取組への支援

2 飼養管理技術の高度化

(1) 効率的な生産体系の確立に向けた技術支援

ア 畜産技術の実証・普及

取組主体が、地域の課題を解決できる技術を用いて行う畜産技術の実証・普及の取組への支援

イ 繁殖性の向上

取組主体が、雌牛に対する血液検査によりその健康状態を把握し、飼料の栄養バランスを調整すること等により受胎率向上を図る取組や、早期

の妊娠診断等を行うための機械及び装置等を導入し、空胎期間の短縮等を図る取組への支援

ウ 子牛の損耗低減対策

取組主体が、子牛、育成牛等に対する血液検査によりその健康状態を把握し、飼料の栄養バランスを調整すること等により損耗率の低減を図る取組や個別管理に必要な哺乳ロボット等を導入し、病気の蔓延等を抑え、損耗率の低減を図る取組への支援

エ 肥育用雌牛等を用いた増頭対策

取組主体が、肥育用雌牛等に対して受精卵移植技術を利用し、当該雌牛等から和子牛を生産させるための取組への支援

オ 事業推進

事業実施計画に基づき肉用牛協議会が行う、ア～エまでの取組を円滑に推進するための取組

第7 事業の要件

1 対象となる肉用牛

- (1) 第6の1の(1)及び(2)並びに2の(1)のア～ウの事業対象となる肉用牛は、繁殖目的に飼養されている黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他肉専用種（乳用種との交雑種は含まない）の雌牛又はその子牛とする。
- (2) 第6の2の(1)のエで受精移植技術を利用する場合、受精卵を提供する品種は黒毛和種、褐毛和種、日本短角種又は無角和種とし、その受胎牛となる肥育用雌牛等は黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他肉専用種及び交雑種（肉専用種と乳用種の交雑種、和牛間交雑種をいう。）とする。

2 繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証

第6の1の(2)の事業については、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 第6の1の(2)のアの技術実証計画は、事業実施年度に実証を行う技術の概要、実証手法、実証水準等を記載したものであること。
- (2) 第6の1の(2)のイの事業において、実証の対象となる新たな技術は、以下のとおりとする。

ア 繁殖性の向上や繁殖管理の効率化に資する発育や栄養度等に関する指標を新技術によって測定・分析する技術であること。

イ 既に商品化されている技術にあつては、それを改良して、新たに実用化・商品化を試みようとするものであること。

3 効率的な生産体系の確立に向けた技術支援

第6の2の(1)のア～エの事業については、以下の要件を満たすものとする。

(1) 農水省要領別紙4別添1-2の1の(2)のアによって養成された技術者又はそれに相当する技術を有する畜産技術者による指導の下で実施するものとする。

(2) 整備した機械及び装置等は、取組主体の構成員に貸し付けることができる。この場合においては、以下の要件を満たすものとする。

ア 一定期間(原則として5年以内)貸し付けた後に構成員に譲渡することを予定しているものであること。

イ 取組主体は、本事業で整備した機械及び装置等を構成員に貸し付ける時には、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を書面をもって締結すること。

ウ 取組主体が賃借料を徴収する場合は、その年間徴収額は、原則として、「(取組主体負担(事業費-補助金)/当該機器の耐用年数)+年間管理費」により算出される額以内とすること。

第8 取組主体、技術実証主体の募集及び決定

1 取組主体、技術実証主体の募集

肉用牛協議会は第6の2の(1)のア～エに取り組む取組主体及び第6の1の(2)のイに取り組む技術実証主体を公募により募集するものとし、公募にあたっては国と緊密に連携するものとする。

なお、取組主体、技術実証主体(以下「事業取組主体」という。)を公募する際の手続きについては、肉用牛協議会が別に定めるものとする。

2 事業取組主体の決定

事業取組主体の選定は、肉用牛協議会が設置する審査委員会による審査を経た上で決定するものとする。

なお、採択する事業取組主体の決定に係る審査基準及び審査方法等については、肉用牛協議会が別に定めるものとする。

第9 肉用牛協議会の補助対象経費等

1 肉用牛協議会は、予算の範囲内において、別表1～3に定める補助対象経費及び補助率により、事業取組主体が第6の1の(2)のイ及び第6の2の(1)のア～エに規定する事業を実施するのに要する経費について補助する

ものとする。

- 2 補助の対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類等によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表1から別表3の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

- 3 補助の対象とならない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助の対象とならないものとする。

- (1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組の経費
- (2) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
- (3) その他当該事業の実施に直接関連のない経費

第10 事業の実施手続等

1 事業取組主体の手続き

(1) 補助金の交付申請

事業取組主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、肉用牛協議会代表が別に定める期日までに別紙様式第1号の畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策）補助金交付申請書を肉用牛協議会代表に提出するものとする。

(2) 事業の変更承認申請

事業取組主体は、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策）補助金交付変更承認申請書を肉用牛協議会代表に提出し、その承認を受けるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業取組主体における事業費の30%を超える増減

ウ 補助金の交付決定額の増又は30%を超える減

エ 取組主体又は技術実証主体の変更

(3) 補助金の概算払

肉用牛協議会代表は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。

なお、事業取組主体が、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策）補助金概算払請求書を肉用牛協議会代表に提出するものとする。

第11 目標年度及び成果目標

要綱第5の2の生産局長が別に定めるこの事業の目標年度及び成果目標並びに事業評価は次のとおりとする。

1 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌年度として設定するものとする。

2 成果目標

肉用牛の繁殖性の向上、分娩事故率等に係る定量的な指標を設定するものとする。

3 事業取組主体の成果目標

事業取組主体は、それぞれの作成する取組計画、技術実証計画において、農水省要領別紙4の第4の3に掲げる取組の区分に応じ、同表の成果目標と同等又はこれを上回る成果目標を設定するものとする。

第12 事業実績の報告

1 事業取組主体は、別紙様式第4号の畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策）事業成果（実績）報告書を作成し、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金交付決定通知のあった当該年度の3月20日のいずれか早い期日までに肉用牛協議会代表に提出するものとする。

2 肉用牛協議会は、事業が完了したときは、農水省要領別記様式第4号により、事業の実績報告書を作成し、基金管理団体を經由して生産局長に報告するものとする。

第13 事業成果の報告

1 事業取組主体は、農水省要領別紙4の第7の1に基づき、事業実施年度の翌年度の5月末までに農水省要領別記様式第2号の事業成果報告書を作成し、肉用牛協議会に報告するものとする。

2 肉用牛協議会は、農水省要領別紙4の第7の2に基づき、1で報告された事業実施状況を取りまとめ、農水省要領別記様式第3号の事業成果報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の6月末までに生産局長に報告するものとする。

第14 事業の評価等

肉用牛協議会は、農水省要領別紙4の第8の1に基づき、自ら事業の評価を行い、第11の1の目標年度の翌年度の7月末までに、農水省要領別記様式第5号により事業の成果状況を作成し、生産局長及び基金管理団体の長

に報告するものとする。

第15 管理運営

1 管理運営

事業取組主体は、本事業により補助金を受けて整備した機器等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

2 管理委託

機器等の管理は、第6の2の(1)のイ、ウ事業を実施する場合は、事業取組主体が行うものとし、取組主体が機器等の管理運営を直接行い難い場合には、構成員に管理運営をさせることができるものとする。

3 指導監督

肉用牛協議会は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業取組主体に対し、適正な機器等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、肉用牛協議会は、関係書類の整備、機器等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、事業取組主体を十分に指導監督するものとする。

第16 不正行為等に対する措置

1 肉用牛協議会は、事業取組主体が、事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業取組主体に対して当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、肉用牛協議会は、取組主体に対して適切な指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、生産局に報告するものとする。

2 肉用牛協議会は、補助事業の適正な遂行を確保するため、必要と認めるときは、指名する職員に事業取組主体への調査を行わせることができるものとする。

第17 他の施策等との関連

本事業の実施にあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

1 家畜共済等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の参加者は、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入に努めるものとする。

2 環境と調和のとれた農業生産活動

肉用牛協議会は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、原則として、事業実施状況報告書の報告期間中に1回以上、事業取組主体から、参加者が作成した点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

3 配合飼料価格安定制度への加入促進

本事業における受益者のうち、配合飼料を購入して家畜を飼養する者又は団体（以下「畜産経営者」という。）は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（平成50年2月13日付け50畜産B第302号農林水産省事務次官依命通知）の規定により配合飼料価格安定基金が定める業務方法書に基づき、配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる契約数量の締結を継続するものとする。

また、前年度末時点において基金との契約を締結していない畜産経営者については配合飼料価格安定基金との契約を締結するよう努めるものとする。

第18 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

事業取組主体は、肉用牛協議会に対して第10の3の（1）の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

事業取組主体は、1のただし書により申請をした場合において、第12の1に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

事業取組主体は、1のただし書により申請をした場合において、第12の1に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに肉用牛協議会に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を肉用牛協議会に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月15日までに、同様式により肉用牛協議会代表に報告しなければならない。

第19 事業の推進指導等

肉用牛協議会は、農林水産省の指導の下、都道府県、事業取組主体との連携に努め、この事業の円滑な実施を図るものとする。

第20 帳簿等の整備保管等

- 1 事業取組主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 肉用牛協議会代表は、この協議会要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、事業取組主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附 則

この要領は、2019年4月26日から施行する。

なお、この通知による以前の肉用牛改良情報活用協議会畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業（畜産・酪農生産力強化対策事業のうち肉用牛繁殖性向上対策）実施要領に基づく事業については、従前の例によるものとする。

別表 1

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
<p>1 新技術を活用した肉用牛の繁殖性の向上</p> <p>(1) 牛群管理情報を利活用するための体制整備</p> <p>(2) 繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証</p> <p>ア 繁殖性情報の測定・分析技術実証推進</p> <p>イ 新たな測定・分析技術の実証</p>	<p>牛群管理情報を利活用するためのシステムの整備、実態調査等や検討会・意見交換会の開催、技術指導に必要な経費</p> <p>繁殖性向上に資する情報の測定分析技術実証の円滑な実施に必要な計画策定等に必要な経費</p> <p>繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証に必要な経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>
<p>2 飼養管理技術の高度化</p> <p>(1) 効率的な生産体系の確立に向けた技術支援</p> <p>ア 生産技術の実証・普及</p> <p>イ 繁殖性の向上</p>	<p>地域の課題を解決できる技術を用いて行う畜産技術の実証・普及を行うために必要な経費</p> <p>血液検査や飼料の成分分析等による受胎率向上を図る取組や早期の妊娠診断等必要な機械及び装置等の導入による空胎期間の短縮等への取組に必要な経費</p>	<p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p>

<p>ウ 子牛の損耗低減対策</p>	<p>血液検査や飼料成分分析等による損耗率の低減を図る取組や簡易畜舎や哺乳ロボット等を導入し、病気の蔓延等を抑え、損耗率低減を図る取組に必要な経費</p>	<p>1 / 2 以内</p>
<p>エ 肥育用雌牛等を用いた増頭対策</p>	<p>取組主体が、肥育用雌牛等に対して受精卵移植技術を利用し、当該雌牛等から和子牛を生産させるための取組に必要な経費</p>	<p>1 / 2 以内 (移植する雌牛1頭当たり70千円を上限とする。) (雌牛からの採卵1回当たり17千円を上限とする。)</p>
<p>オ 事業推進</p>	<p>事業実施計画に基づき肉用牛協議会が行う、ア～エまでの取組を円滑に推進するための取組に必要な経費</p>	<p>定額</p>

別表 2

補助対象経費（取組主体）

事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	備考
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代及びデータ通信の経費	・切手は物品受払簿で管理すること
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること
	薬品費	事業を実施するために直接必要な試薬、検査キット等の経費	・薬品は物品受払簿で管理すること
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ CD-ROM 等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等 	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること

繁殖性向上機器整備費	事業を実施するために直接必要な繁殖性向上に資する機器等整備費用	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2者のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること
受精卵導入費	和牛受精卵の購入費、受精卵移植技術に係る経費	
採卵経費	採卵に係る投薬費、採卵技術に係る経費	
和子牛等育成施設整備費	和子牛等を哺育育成するために必要な器具及び機材の導入費用、既存施設を補改修するために必要な原材料費	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見導見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること
子牛の損耗低減対策機器整備費	事業を実施するために直接必要な子牛の損耗低減に資する機器等の整備費用	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2者のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること
光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただし、基本料金は除く。）	
データ収集・処理・分析費	事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な人件費	
研修会等開催費	研修会等を開催するために必要な研修器具資材費、研	

		修に使用する家畜の借り上げ経費	
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査員旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	講師旅費	研修会等を開催するために依頼した専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・取組主体に従事する者に対する謝金は認めない。
	原稿料	マニュアル等の作成に必要な原稿執筆に対する謝礼に必要な経費	
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする ・補助金の額の50%未満とすること

			・事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

1. 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。

2. 上記欄の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- (1) 本事業で得られた機器や成果物を有償で配布した場合
- (2) 補助事業の有無にかかわらず取組主体及び委託先で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別表 3

補助対象経費（技術実証主体）

事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	備考
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品が1社又は2者のみが扱っている場合を除く）やカタログ等を添付すること。
事業費	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代及びデータ通信の経費	・切手は物品受払簿で管理すること
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること ・試作品の開発や施設を改修する場合の費用も含む
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・CD-ROM等の少額な記録媒体・試験等に用いる少額な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること

	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただし、基本料金は除く。）	
	データ収集・処理・分析費	事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な人件費	
旅費	調査員旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・技術実証主体に従事する者に対する謝金は認めない
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（技術実証主体の構成員を含む。）に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする ・補助金の額の50%未満とすること ・事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない ・技術実証主体内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る

役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	・技術実証主体が試作品の製作・加工について、他者に設計図を示して製作・加工を行ってもらう場合の費用を含む。
雑 役 務 費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

1. 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。

2. 上記欄の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- (1) 本事業で得られた実証機器や成果物を有償で配布した場合
- (2) 補助事業の有無にかかわらず技術実証主体及び委託先で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別紙様式第1-1号

年度畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策）
補助金交付申請書
（効率的な生産体系の確立に向けた技術支援取組計画承認申請）

番 号
年 月 日

肉用牛改良情報活用協議会

代表 殿

住 所

団体名

代表者名

印

年度において畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策事業）を下記のとおり実施したいので、肉用牛改良情報活用協議会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農生産力強化対策事業のうち繁殖性等向上対策）実施要領第10の1の（1）の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策）効率的な生産体系の確立に向けた技術支援の取組計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

別紙「畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策）効率的な生産体系の確立に向けた技術支援の取組計画」のとおり

4 事業実施期間

（1）事業着手年月日 年 月 日

（2）事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

（1）取組主体等の規約

（2）最近時点の業務報告書及び業務計画書（ある場合）

（3）畜産クラスター計画

（4）その他：事業計画の説明に必要な資料

様式 1 - 1 の別紙

「畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性向上対策）効率的な生産体系の
確立に向けた技術支援の取組計画」

1 総括表

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	取組主体	
2 飼養管理技術の高度化 (1) 効率的な生産体系の確立 に向けた技術支援の取組 ア 畜産技術の実証・普及 イ 繁殖性の向上 ウ 子牛の損耗低減対策 エ 肥育用雌牛等を用いた増 頭対策				
合計				

2 事業の目的

3 成果目標（事業実施後の効果）

成果の具体的な内容	成果目標値	
	直近(平成 年 末)	効果(令和 年 末)
評価年度並びに成果の検証方法（直近値及び効果設定値の算出方法等）		

（注）本欄には、取組主体自らが行う評価の内容等を記載すること。

なお、成果目標値の評価は、事業実施年度の翌年度として設定するものとする。

4 事業の内容

飼養管理技術の高度化

（１） 効率的な生産体系の確立に向けた技術支援の取組計画（又は実績）

ア 畜産技術の実証・普及

取組内容	対象者	員数	積算根拠	備考

（注）個別農家を対象とした指導と集団を対象とした指導を区分して記載するものとし、最下行には合計を記載すること。

指導を担当する畜産技術者の経歴等

①技術者の性別、年齢	
②技術者の地域における活動の実績	
③（技術者の表彰歴・所有資格等）	

イ 繁殖性の向上

取組内容	対象者	員数	積算根拠	備考

(注) 個別農家を対象とした指導と集団を対象とした指導を区分して記載するものとし、最下行には合計を記載すること。

ウ 子牛の損耗低減対策

取組内容	対象者	員数	積算根拠	備考

(注) 個別農家を対象とした指導と集団を対象とした指導を区分して記載するものとし、最下行には合計を記載すること。

エ 肥育用雌牛等を用いた増頭対策

取組内容	対象者	員数	積算根拠	備考

(注) 個別農家を対象とした指導と集団を対象とした指導を区分して記載するものとし、最下行には合計を記載すること。

5 事業の推進実施体制図

--

(注) 実施体制を畜産クラスター計画における本事業の取組主体や血液分析等を行う関係者の位置づけを模式図等により明確に記載すること。

6 その他の添付資料

- (1) 関係市町村、関係機関、受益を受ける経営体及び取組主体の位置図
- (2) 取組主体における規約、最近時点での業務報告書及び計画書（ある場合）貸付契約書類のひな形
- (3) 4の（1）のイ、ウで整備を予定している機器のカタログ、パンフレット等
- (4) 実施状況報告にあつては、貸付契約書又は同様の書類の写し
- (5) その他、事業計画の説明に必要な資料

別紙様式第1-2号

年度畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策）
補助金交付申請書
（繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証計画承認申請）

番 号
年 月 日

肉用牛改良情報活用協議会

代表

殿

住 所

団体名

代表者名

印

年度において畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策事業）を下記のとおり実施したいので、肉用牛改良情報活用協議会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農生産力強化対策事業のうち繁殖性等向上対策）実施要領第10の1の（1）の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策）繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

別紙「畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策）繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証計画」のとおり

4 事業実施期間

（1）事業着手年月日 年 月 日

（2）事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

（1）技術実証主体等の規約

（2）最近時点の業務報告書及び業務計画書（ある場合）

（3）その他

技術実証計画の説明に必要な資料

様式 1 - 2 号の別紙

「畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策）繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術実証計画」

1 総括表

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	取組主体	
1 新技術を活用した肉用牛の繁殖性の向上 (2) 繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証 ア 新たな測定・分析技術の実証				
合計				

2 事業の内容

テーマ	
目的	
具体的な取組内容	(1) 取組内容 (2) 構成員の役割分担 (3) 実証の手順（工程）

(注) 本欄の「具体的な取組内容」には、適宜項目を追加するなどして、技術実証の内容をわかるようにすること。

3 成果目標（事業実施後の効果）

成果の具体的な内容	成果目標値	
	直近(平成 年 末)	成果(令和 年 末)
評価年度並びに成果の検証方法（直近値及び効果設定値の算出方法等）		

(注) 本欄には、技術実証主体自らが行う成果の内容等を記載すること。
 なお、成果目標の評価は、事業実施年度の翌年度として設定するものとする。

4 経費の内訳

区分（費目）	国庫補助金	積算根拠

(注)

- 1 補助事業を実施するために必要な経費は、実施要領別表3に規定する費目に基づき計上すること。また、これ以外の費目は計上できない。
- 2 「積算基礎」欄には、積算方法や積算内訳及び積算における考え方などを記載すること。
- 3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付すること。

5 事業の実施体制図



(注) 実施体制を模式図等により簡潔に記載すること。

6 その他の添付資料

必要に応じて事業計画の説明となる資料を添付すること。

別紙様式第2号

年度畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策）
補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

肉用牛改良情報活用協議会

代表

殿

住 所

団体名

代表者名

印

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、肉用牛改良情報活用協議会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農生産力強化対策事業のうち繁殖性等向上対策）実施要領第10の1の（2）の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

別紙「畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策）効率的な生産体系の確立に向けた技術支援取組計画（又は繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証計画）」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

（注）2及び3については、別紙様式第1-1（又は1-2）号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう変更前を（ ）書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

年度畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策）

補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

肉用牛改良情報活用協議会

代表

殿

住 所

団体名

代表者名

印

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策事業）について、下記のとおり金
円を概算払により交付されたく、肉用牛改良情報活用協議会畜産・酪農収益力
強化総合対策基金等事業（畜産・酪農生産力強化対策事業のうち繁殖性等向上
対策）実施要領第10の1の（3）の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (年 月 日現在)			既概算 払 受領額 ④	今 回 概算 払 請 求額 ⑤	年 月 日 迄 予 定 出 来 高 (④+⑤) /②	残額 ② - ④ - ⑤
	事業費 ①	補助金 ②	事業費 ③	補 助 金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円		円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算
払必要額の積算根拠として月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名
預金種類
口座番号
口座名義

別紙様式第4号

年度畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策）
事業成果（実績）報告書

番 号
年 月 日

肉用牛改良情報活用協議会

代表 殿

住 所
団体名
代表者名 印

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策）について、下記のとおり実施したので、肉用牛改良情報活用協議会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農生産力強化対策事業のうち繁殖性等向上対策）実施要領第12の1の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策）
実績報告書」

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求

5 事業完了年月日

6 振込先金融機関名等

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

(注) 1～3については、別紙様式第1－1（又は1－2）号に準じて作成すること。

別紙様式第5号

年度畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策）
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

肉用牛改良情報活用協議会

代表 殿

住 所
団体名
代表者名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策）補助金について、肉用牛改良情報活用協議会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農生産力強化対策事業のうち繁殖性等向上対策）実施要領第18の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。
（返還がある場合、記載すること））

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の補助金の額の確定額（年 月 日付け 第 号による補助金額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、生産者集団等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・公募団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、生産者集団等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・公募団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料